

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2009.12.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

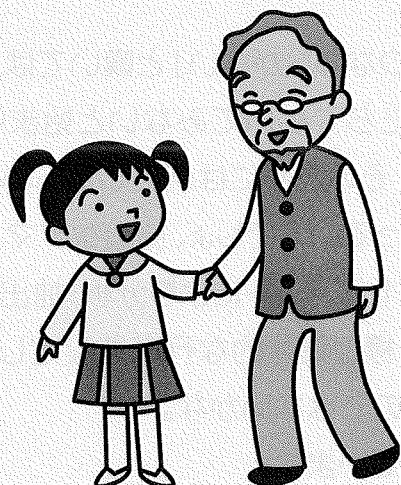
FAX 011-613-5486

第61号

## 「手をつなごう 施設ケアマネ」

### 特別養護老人ホーム 厚別栄和荘 濑戸 雅嗣

昨年12月、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（当時はまだ公益社団ではなかったが）が同会として初めて「施設ケアマネ研修会」を開催したところ、かなり早い段階で定員の300名を超える参加申し込みがあったそうである。参加した人によると会場はかなりの熱気で、いかに施設ケアマネ向けの研修会が少ないかを物語ついていたのではないかとのことだった。一般社団法人日本介護支援専門員協会は来年1月に千葉県で施設ケアマネジメントフォーラムを開くというが、これも同じような熱気になるのであろうか？

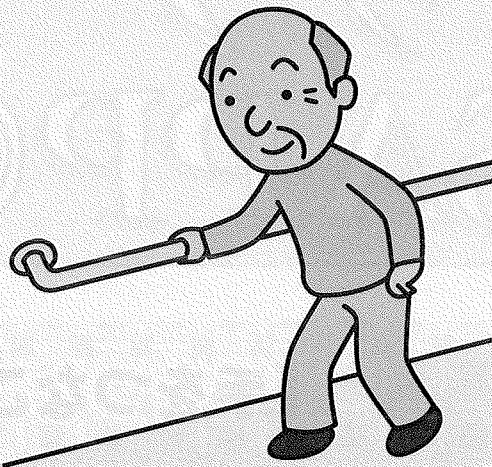
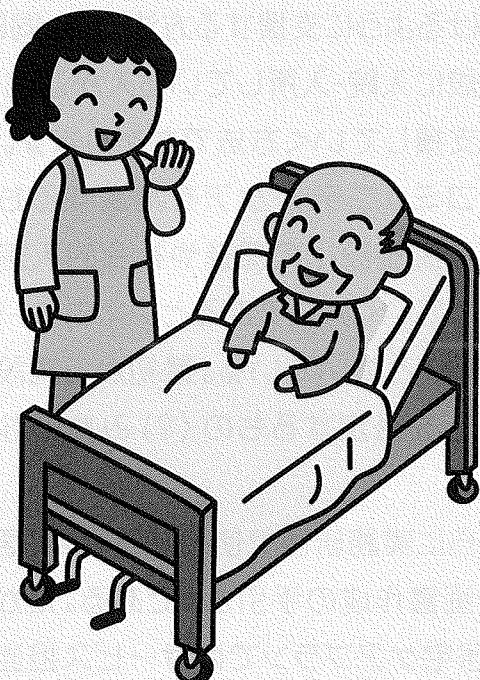


施設ケアマネはホントに孤独である。ケアマネの実務研修で使用する「三訂 介護支援専門員実務研修テキスト」ではケアマネジメントの目的として「1.コミュニティ・ケアの推進 ケアマネジメントは高齢者であろうと疾患や障害をもった人であろうと、そうした人たちが地域社会で生活し続けていけるよう支援することを目的にしています。つまり、多くの人たちができるかぎり長く住み慣れた地域社会の中で生活を続けていけるように支援する方法です。同時に、病院や施設に入院・入所している人が退院・退所するよう支援していく方法でもあります。その意味ではコミュニティ・ケアを推進するものであり、同時に脱施設化の促進や社会的入院の解消をすすめていく方法であるといえます」（同テキスト30頁）と書いている。最初から施設や病院での生活を否定するもの（?）みたいな書き方である。

さらに実務研修で使用するのは「居宅サービス計画書作成の手引き」である。だから研修では『居宅ケアプランではサービス担当者会議の

要点は第4表だけれども、施設ケアプランでは日課計画表が第4表で、サービス担当者会議の要点は第5表になるんですよ』と説明しても、手引きの後ろのほうをよく確認できないので、上手く伝わらないことになるのである。

その上、居宅ケアマネは基本的に居宅介護支援事業所（一部は介護予防居宅介護支援事業所）であるが、施設ケアマネは特養、老健、療養型医療施設、さらには一応居宅には分類されてはいるが生活場面全体を捉えるという意味では、認知症対応型グループホームや特定施設入居者生活介護も施設ケアプランに近いものがあり、所属する施設により機能や利用者層に大きな違いがある。だから、ケアマネ更新（専門）研修で、せっかく施設ケアマネのみを対象としたものを組んでもらっても、グループワークをすると施設種別が違うと討議がかみ合わなくなることも出てくるのである。さらに、施設ケアマネは同一施設（事業所）に1人か2人しかいないことが多い。もう一度書く、施設ケアマネはホントに孤独である。



この孤独感の解消はどうすればいいのであるか。それには常に言われていることであるが横のつながりをつけていくことから始まるのではないだろうか。ケアマネ連協には施設部会があるのだろうか？日本介護支援専門員協会（残念ながら私は非会員）には介護施設部会があるらしいが、それを参考に動いてみてはどうだろう。また、札幌市老人福祉施設協議会には施設相談員や栄養士の研究会はあるが、ケアマネの研究会がないので、それを作るようになにかしてみてはどうだろう。それを突破口に老健や介護療養型病院の研究会も考えてみてはどうだろう。

「横のつながりがない」と嘆いてばかりいないで、自分たちで動いてみないと始まらないと思う。では、そのためには何をしたらいいのか？それは決まっているでしょ、施設ケアマネの抱える課題をアセスメントにより分析・抽出し、解決のための目標と具体的な行動を設定し、実行するしかないのではないか。

期待しています。

# 北海道からの情報提供

## 重 要

※更新手続きをしないと有効期限が更新されませんので、ご注意ください。

## 介護支援専門員証の更新手続きについて

「介護支援専門員専門研修」を修了され、介護支援専門員証の更新の要件を満たした方は、介護支援専門員証の更新の申請が可能です。

**ご自身の証の有効期間内に手続きを行わないと、更新が不可能になります!**

**有効期間は平成22年2月から3月までの間で、ご自身の実務研修修了月日となり、3月31日ではありませんので、くれぐれもご注意ください!**

(※北海道で介護支援専門員の登録をされた方に限ります。有効期間が不明な方は下記連絡先までお問い合わせください。)

**更新手続きを失念した場合、有効期間満了日以後に介護支援専門員としての業務に就くことはできなくなり、新たに証の交付を受けるためには、再研修の受講が必要となります!**

### 《更新の申請手続き》

#### ●「介護支援専門員証の更新には、申請（第9号様式）が必要です。」

介護支援専門員証の有効期間満了日以降、引き続き介護支援専門員として業務に就く方は、介護支援専門員証の更新の交付申請を行い、有効期限が更新された介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

※証を更新しないで有効期限満了後ケアマネ業務に従事した場合は登録が消除されます。

・申請書（第9号様式）には、北海道収入証紙2,500円分を貼り付けるとともに、写真（縦3cm×横2.4cm）1枚と、更新研修の修了を証する書面（写し）、現に有する介護支援専門員登録証明書の原本（A4版・携帯用両方とも）又は介護支援専門員証の原本を添付する必要があります。

・北海道収入証紙は、北洋銀行各支店（一部取扱いのない支店があります）などで販売しています。（道庁出納局総務課のホームページに販売場所の一覧が掲載されています。）

・更新すると有効期限は現在の満了日の5年後となります。

・介護支援専門員証の作成には、2~3週間かかります。更新の要件を満たした方は速やかに更新の申請を行ってください。

※また、介護支援専門員登録時と、氏名、住所が変更になっている方は、更新申請手続きと同時に、登録事項の変更の届出（第3号様式）を行っていただく必要があります。届出の際の添付書類として、氏名の変更の際には「戸籍抄本」、住所の変更の際には「住民票」が必要になります。

### 《提出先一覧》

#### ●介護支援専門員証更新交付申請書（第9号様式）を申請する場合は、住所地を管轄する支庁（保健福祉事務所）保健福祉部社会福祉課に提出（郵送可）してください。なお、郵送による場合には、簡易書留等により提出してください。

石狩 保健福祉事務所 保健福祉部社会福祉課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5F	011-204-5863
渡島 //	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9538
檜山 //	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336番地の3	0139-52-6654
後志 //	044-0001	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1935
空知 //	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0108
上川 //	079-8610	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5984
留萌 //	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地の2	0164-42-8319
宗谷 //	097-8558	稚内市末広4丁目2番地27号	0162-33-2985
網走 //	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0689
胆振 //	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4-1	0143-24-9839
日高 //	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9477
十勝 //	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9078
釧路 //	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9254
根室 //	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6914

ご不明な点については、各支庁（保健福祉事務所）保健福祉部社会福祉課又は道庁保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課（札幌市中央区北3条西6丁目：011-204-5272）までお問い合わせください。

なお、手続きの詳細については、北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/>）に掲載しており、こちらから各種様式等もダウンロードできますので、ご利用ください。

中央区支部は年間6回（基本は偶数月の第3月曜日）の定例会を開催しております。その中身は支部会員向けの研修会が中心となりますか、1回は市民の方々にも一緒に勉強してもらい介護支援専門員の存在を知つてもらう機会になることを目的に市民向け研修会の形にして開催しております。また、1回は札幌市のケアプラン指導研修会を兼ねたもの、残りの4回はその都度テーマを設定した研修会として開催しております。本年度もすでに4回の研修会を無事実施し、今は12月に予定しているケアプラン指導研修会の準備に入っているところです。

本年度にこれまで実施してきた内容は、4月は総会終了後に奥田龍人氏を講師に平成21年4月実施の介護保険法の一部改正にかかる情報とポイントについて講義いただきました。6月は札幌こころのセンターの橋本省吾先生を講師に「精神疾患あれこれ パート1～精神疾患の基礎知識と対応への注意点～」と題して講義いただきました。実は本年度はこの6月から3ヶ月間連続で中央区第1・第2地域包括支援センターと連携の形で精神疾患について学びを深めるために3回シリーズで研修会を企画しました。そのうち6月・8月を中央区支部主催、7月は2つの地域包括支援センターと共に開催していきました。7月の内容は「精神疾患あれこれ パート2～依存症、人格障害をもつ人への対応～」（地域包括支援センターと共に）講師は旭山病院院長山家研司先生、8月は「精神疾患あれこれ パート3～PSWに聞く精神科病院との付き合い方～」と題して旭山病院PSW高橋陽介氏、平松記念病院PSW尾形多佳士氏の2名を講師に開催しております。10月は市民向け研修会「覚えておこう財産・遺言・法律のこと」と題して、大通公証役場公証人石田敏明氏をお招きし開催しました。そして、12月には札幌市ケアプラン指導研修会を予定しておりますが、精神疾患を持つケースを通して地域の医療機関との連携を考えること

をテーマに開催したいと準備を進めているところです。2月の研修会テーマはまだ確定しておりません。これも役員を中心に検討中であります。

以上の実施内容からも分かりますように、本年度は精神疾患とそれを持つ人への対応と支援体制のあり方を考えることを主題とした研修会を多く企画させていただきました。おかげで参加者も何時よりも随分と多く（中央区はその他の研修会の数も多いのか参加者数はいつも他支部より少なめでした。）、関心の高さと普段の業務の中で支援に悩むケアマネジャーの声の多さも実感しました。来年2月の研修は出来れば札幌市の今年度のケアプラン指導研修のテーマでもある「連携」に関わる内容で展開できないかと検討しております。これは医療機関との連携だけではなく、他職種・他機関との連携も含むものと考えております。先に紹介したように6月～8月に区内の地域包括支援センターと連携して今年度は研修会を開催できました。2月もまたなにかの形でケアマネジャー以外の職種や団体と協力した形で開催できるといいなあと考えております。

最後に、これからは1年間の研修内容のコンセプトを決めてそれが伝わる研修内容を盛り込んでいく形で進めていくことが求められると感じております。今まで現場に配慮したテーマ選びをこころがけてきたつもりではありますが、より今現場のケアマネジャーにとって欲しい情報や学んでみたいこと、悩んでいることなどを中心にテーマ設定をしていくことが求められます。また、役員としてもいろいろと意見や知恵を出し合って企画はしておりますが、是非会員のみなさまで「こんなテーマで研修をしたら…」と言った声を寄せていただけると嬉しく思います。そして一緒に企画や準備にも携わっていただける人を大募集中です。遠慮なく声をかけていただけるのをお待ちしております。

## 札幌市介護支援専門員連絡協議会中央区支部研修会について 支部長道林松美

理事  
リレー  
隨想

## 「ケアマネに期待すること」

札幌市在宅福祉サービス協会白石・厚別・清田調査センター  
所長 鈴木 晴美

2000年4月の介護保険開始から約10年の歳月が流れました。思い返せばため息がこぼれてくる瞬間です。

2月の吹雪の日バス停に立ち、タクシーもバスも来ない吹きさらしの中で「ケアマネってなんて仕事だろう。病院辞めるんじゃなかつたなー。」と頭の片隅に“凍死”を思い浮かべながらたたずんでいた1年目の日。今思い出しても涙がにじむような未熟なマネジメントで胸が押しつぶされるような後悔もあれば、「あなたがいてくれて私こんなに元気になれたわ。」こぼれる笑顔にケアマネとして至福の時を経験した日。真夏に締め切ったアパートの中で倒れていた利用者を救急車で病院へ搬送し、残された犬と猫たちに、保護課職員とともに餌をやりに通い、最後は泣く泣く連絡した動物管理センターが皆を連れ去って行った、胸をしめつけられる忘れられない日。アルコール依存症の利用者が残業中の私に「今酒を届けてくれ。届けなかつたら明日俺はどうなっているかわからないからな。」と脅迫の電話が1時間。夜間まんじりともせず、翌日はデイサービスに行っていることがわかり、ほっと胸をなでおろした日。

病院勤務ではなるほど経験できないようなさまざまな未知との遭遇の日々、数々の切ない思い出の数だけため息が出てしまう今の私がいます。人は環境と経験によって成長していきます。私もきっと?曲りなりに成長しているのでしょうか。そして私よりもっともっと逞しい経験を日々重ね、成長し続けているケアマネの皆さんに励ましの言葉を贈ります。

10年たって介護保険の流れも、国が財政難からサービスの使い過ぎを抑止することも、介護予防の考え方も学びました。でも、その時々に注目され

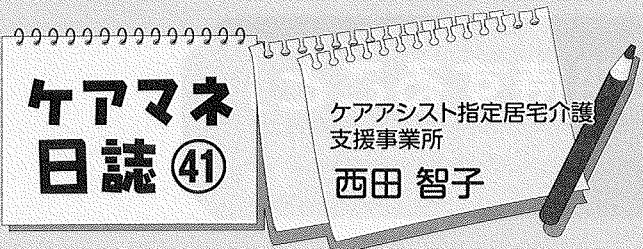
ることは数あれど、10年を経て本当に大切なことは何も変わっていないと思うのです。

制度に縛られ過ぎてアセスメントにセーブがかかり一番大切なことに気づかなくなっていることがあります。できないことはできないけれど、できることも最小限になってしまい、パターン化したプランの中で利用者にも使い勝手の不自由さを知らないうちに強いているのでは、いきいき元気になる支援にはならないですね。利用者の笑顔は私たちの活力になり、自信になります。一番大切なことは、サイエンスやエビデンスなどの言葉にも縛られない、他者を思いやる想像力を働かせることです。「利用者はどんな辛い思いをしているのか。」「何があるとうれしいのか。」「何を待っているのか。」この想像力こそが笑顔を連れてくる支援への近道だと思います。

他者を思いやる想像力を発揮するためには、私たち自身が元気で幸せでいることです。いつもバリバリでなくっても、適度に心のガス抜きをしながらストレスを溜めないで、穏々といきましょう。蟻の巣は、巣の中にいるより外から眺める方がよくわかるように、入り込み過ぎず一步下がって全体像を見ながら、**きらりと光る世界に一つだけのプラン**を立てていきましょう。リラックスや笑顔で副交感神経が働くとリンパ球が増えますので、免疫効果が強くなり、新型インフルエンザにもきっと打ち勝てるでしょう？

私自身もケアマネになった日から夢中で走り続けてきた一人です。明日は今日より、半年後はさらに大きく、皆さんと一緒に成長していきたいと思います。

ケアマネは1日にして成らず…です。



当事業所は、5名の介護支援専門員（専任3名、兼任2名）で運営しております。

月の半ばになると各々担当利用者の定期訪問が始まるので、事業所の中で顔を合わせるのもままならない日もあります。

しかし、うちの事業所の良いところは、日常の業務でピンチな時、たとえば急なショートステイの相談があった時！先日もありました…主介護者の娘さんが急病で救急車で運ばれて手術、入院が決まり、家に残っているのは何も出来ない婿さんと認知症の利用者さんだけ。場所も規模も選んでいる場合ではありません。皆自分の仕事の手を止めて、連絡の取れる施設に一斉に電話をかけまくりました。1時間後、2つの施設を梯子して、なんとか娘さんの入院期間中のショートステイを確保することができました。都合のいいことに老健が確保出来、いつも利用している通所リハビリと連携をすることでのハビリまで行なっていただけたという、おいしいおまけまでついてきました。みんな～ありがとう!!

また、直近の出来事で、ちょっとレアな医療用品を2日後の退院時まで探すことになった時…諸般の事情で病院の協力が得られず『さあ、大変』ということになりました。ないんです。どこに問い合わせてもないんです。こりや他のもので代用してもらうしかないかな、と思い始めたとき、同僚が1年前にお世話になった医療機器店にあるかも、と電話をかけて聞いてみたところ廃盤寸前のその商品があったんですよ、そこに。早速ご家族に連絡を入れ、商品を無事手にすることが出来ました。

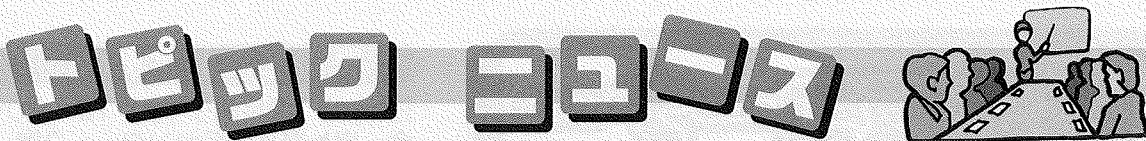
利用者さんやそのご家族は、困ったときにはきっとケアマネがなんとかしてくれる、信じているものですから、こちらも必死です。ただ、その困り事

が、ケアマネの業務範囲を超えているときなどは、事業所として、一定の線引きやマニュアルは必要なことかな、と思っています。一人暮らしの認知症の親が、もし万が一夜中に徘徊したらケアマネが責任を持って探してくれますか、と言われたことがあります。この時は、ちょうど西警察署生活安全課の課長さんの講演を西区ケア連絡会で伺つたばかりだったので、さっそく西警察署にご家族と共に相談に行きました。相談事に対して社会資源を提供することは出来ても夜中に徘徊した利用者を探す、という図はケアマネ業務ではないですね。

このように日々、同僚や研修会などで仕入れた情報を活用しながら業務を行なっています。

ケアマネ連協、ケア連絡会、ていねっと等々いろいろな情報交換の場があり、たくさんの知恵袋に会えるということは、私たちにとって財産だと考えています。ケアマネはその役割りとして、責任を持って何かを判断しなければならないことがあります。ひとり仕事も多く孤独に陥りやすい職務であると感じています。時にひとり黙々と仕事をすることもあるのですが、自分の判断の視点にズレや偏りがないかどうか、気軽に話し合える環境があれば抱えるストレスも少なくてすみますよね。私にとっては、目からうろこの情報が得られる場があることが、自分をリフレッシュ出来ることです。これからも同職種、異職種にとらわれず、様々な交流や研修に参加し、刺激受けながら、自分を成長させていきたいと思っています。





## 札幌市ボランティア研修センター情報

### 施設で使える認知症高齢者のためのアクティビティ研修会

社会福祉施設・病院・グループホーム等の認知症の利用者が楽しむことのできるアクティビティケアのあり方を学び、日常業務に活かしていくいただくことを目的に開催いたします。

◇対象：認知症高齢者関連の社会福祉施設・病院・グループホームの職員

日程	時間	形態	テーマ	講師
22年 1/19(火)	10:00～ 16:00	講義 演習	「認知症高齢者に対する アクティビティケアの 意義と効果」	札幌医科大学保健医療学部 基礎作業療法学講座 准教授 坂上 真理

【定員】40名（先着順）

【受講料】500円（当日会場にてお支払いいただきます。）

### 1日福祉セミナー⑨

福祉を取り巻くさまざまな課題の実態とそれに対する取り組みを学び、これからの社会福祉のあり方を考えるきっかけとすることを目的に開催します。

日程	時間	テーマ	講師
21年 12/9(水)	13:30～ 15:30	「大人のADHDについて考える」	NPO法人 大人のADD&ADHDの会 理事長 白井由佳

【定員】40名（先着順） 【受講料】無料

### 1日福祉セミナー⑩

日程	時間	テーマ	講師
22年 1/13(水)	13:30～ 15:30	「高次脳機能障がいの実態と 支援のあり方について 理解を深める」	脳外傷友の会コロポックル 代表 中野匡子

【定員】40名（先着順） 【受講料】無料

※上記、3講座共通お申込み

【申込方法】氏名（ふりがな）、性別、年齢、勤務先（名称、職名、住所、電話とFAX）を電話またはFAXにて下記へ

【お問い合わせ】TEL：223-6005 FAX：261-8881

札幌市ボランティア研修センター：札幌市中央区北1条西9丁目リンクージプラザ2階（当日の会場です。）

# 掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加ください。

なお、非会員も参加可能ですが、参加費を1回につき1,000円とさせていただきますので、ご承知おきください。

会員は従来どおり無料です。(交流会等で参加費がかかる場合もあります。)

## ○ 中央区支部定例会

日 時▶12月10日(木) 18:30~  
会 場▶中央区民センター つどいA・B  
内 容▶中央区ケアプラン指導研修会  
テ マ▶地域における医療との連携について  
～あるひとつのケースを通して～  
ケース提供者▶居宅介護支援事業所西円山敬樹園 菊地 一朗氏  
問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会 ☎281-6113

## ○ 北区支部定例会

日 時▶12月16日(水) 18:30~20:30  
会 場▶北区民センター 3階 区民ホール  
内 容▶北区ケアプラン指導研修会(講演及びグループ討議)  
テ マ▶連携の前に…あなたは医療の仕組みを知っていますか?  
～なぜ、こんなに早く退院になるの?  
なぜ、入院させてくれないの?～  
講 師▶医療法人禎心会 理事長 徳田 禎久氏  
問い合わせ先▶北区社会福祉協議会 ☎757-2482

## ○ 東区支部定例会

日 時▶平成22年2月17日(水) 18:30~《※》  
会 場▶東区民センター  
内 容▶事例検討会  
テ マ▶「ネットワーク事例」の事例検討会  
講 師▶未定  
問い合わせ先▶東区社会福祉協議会 ☎741-6440

## ○ 白石区支部定例会

日 時▶平成22年1月21日(木) 18:30~《※》  
会 場▶札幌市産業振興センター技能訓練棟3Fセミナールーム2  
内 容▶研修会  
テ マ▶(仮) 孤立死について  
講 師▶シーズネット代表 岩見 太市 氏  
問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会 ☎861-3700

## ○ 厚別区支部定例会

日 時▶①12月8日(火) 18:30~《※》  
②平成22年1月12日(火) 18:30~  
会 場▶①、②ともに厚別区民センター  
内 容▶①事例検討会 ②未定  
テ マ▶①事例検討 ②未定  
問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ☎895-2483

## ○ 豊平区支部定例会

日 時▶12月9日(水) 18:30~20:30  
会 場▶豊平区民センター 2階 大ホール  
内 容▶豊平区ケアプラン指導研修会  
テ マ▶地域における医療との連携について  
問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会 ☎815-2940

## ○ 清田区支部定例会

日 時▶①12月15日(火) 18:30~20:30《※》  
②平成22年1月13日(水) 18:30~  
③平成22年1月15日(金) 18:30~20:30《※》  
会 場▶①清田区役所 会議室2A ②未定 ③未定  
内 容▶①事例検討会 ②新年交流会 ③事例検討会  
テ マ▶①レビー小体と診断された利用者と  
家族との今後の関わりについて  
③未定  
問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会 ☎889-2491

## ○ 南区支部定例会

日 時▶12月9日(水) 18:30~  
会 場▶南区民センター 区民ホール  
内 容▶南区ケアプラン指導研修会  
テ マ▶地域における医療との連携について  
講 師▶調整中  
問い合わせ先▶南区社会福祉協議会 ☎582-2415

## ○ 西区支部定例会

日 時▶12月15日(火) 18:30~《※》  
会 場▶西区民センター 3階 大ホール  
内 容▶西区包括支援センターとの合同研修会  
テ マ▶ケアマネジャーとヘルパーとの連携  
～同居家族がいる場合等の事例を通して～  
問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ☎641-2400

## ○ 手稻区支部定例会

日 時▶平成22年1月20日(水) 18:30~20:00《※》  
会 場▶手稻区民センター 第1・2会議室  
内 容▶講演会  
テ マ▶(仮) 札幌市内在住の中国帰国者および  
そのご家族(中国人)の現状および札幌市  
中国帰国者生活相談室の業務内容について  
講 師▶①札幌市社会福祉協議会 札幌市中国帰国者生活相談室  
室長 薮田 正美氏  
<中国帰国者を担当して>  
②ケアマネジャー1名(調整中)  
③包括支援センター職員(調整中)

問い合わせ先▶手稻区社会福祉協議会 ☎681-2400

## 事務局からのお知らせ

勤務先やご自宅住所に変更が生じた場合は、変更届にご記入のうえ、郵送またはFAXでご提出ください。変更届(様式)は本会のホームページ(<http://www.sapporo-shakyo.or.jp/>)からダウンロードできます。